

西部地区新調理場整備・運営事業に関する優先交渉権者の決定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき実施する西部地区新調理場整備・運営事業に関する事業者の選定について、春日井市西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会による審査において最優秀提案として選定された提案を行った者を優先交渉権者として次のとおり決定しましたので公表します。

なお、P F I 法第 11 条第 1 項の規定による客観的評価の結果については、後日公表します。

令和 7 年 11 月 28 日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 事業概要

- (1) 事業名 西部地区新調理場整備・運営事業
(2) 建設予定地 春日井市四ツ家町字二ツ杁 127 番、132～135 番及び 179 番の一部
(3) 提供食数 1 日当たり 10,000 食
(4) 管轄校 小学校 10 校、中学校 5 校
(5) 事業方式 B T O 方式（事業者自らが本件施設を設計及び建設し、施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理及び運営等を行う方式）
(6) 事業期間 事業契約締結日（令和 8 年 3 月予定）から令和 26 年 3 月 31 日まで

2 優先交渉権者

メーキューグループ

代表企業	メーキュー株式会社
構成企業	T S U C H I Y A 株式会社 春日井営業所 株式会社高柳組 株式会社中西製作所 名古屋支店
協力企業	株式会社大建設計 名古屋事務所 サンエイ株式会社

3 今後の予定

- 令和 7 年 12 月 基本協定の締結
令和 8 年 3 月 事業契約の締結
4 月～ 設計・建設
令和 11 年 2 月～ 開業準備
4 月 開設